		Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について																													
		1．就学援助制度の周知方法																													
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるものに○)											(3)　就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)						(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)								(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)					
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他(内容を(2)に記入してください)	(2)　(1)のコの内容	ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他(内容を(4)に記入してください。)	(4)　(3)のオの内容・補足事項	ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他(内容を(6)に記入してください。)	(6)(5)のキの内容	ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
25	25	16	13	12	6	8	9	24	0	0	8	8	1	0	23	0	1	1	7	11	11	0	0	0	0	0	7	0	8	8	0	9
秋田県	秋田市	○	○	○	○		○	○							○						○											○
秋田県	能代市	○	○	○		○		○							○						○								○	○		
秋田県	横手市	○	○			○	○	○							○					○												○
秋田県	大館市	○			○		○	○							○				○											○		
秋田県	男鹿市	○	○		○	○		○							○						○						○					○
秋田県	湯沢市	○		○			○	○							○						○						○		○	○		
秋田県	鹿角市	○	○				○	○							○						○								○			
秋田県	由利本荘市	○			○			○							○						○						○			○		
秋田県	潟上市	○		○				○							○					○												○
秋田県	大仙市	○	○				○	○							○						○								○	○		
秋田県	北秋田市	○		○			○	○							○						○								○	○		
秋田県	にかほ市	○	○		○			○			○	市内保育園・こども園の園だよりに制度の掲載を依頼			○					○												○
秋田県	仙北市		○					○			○	新一年生には入学通知書発送時に同封し、郵送。			○					○												○
秋田県	小坂町		○			○		○							○					○									○			
秋田県	上小阿仁村							○			○	年長児の保護者へ保育園を経由して配布	○						○													○
秋田県	藤里町			○				○							○				○													
秋田県	三種町	○	○	○				○							○				○	○	○						○					
秋田県	八峰町	○	○	○							○	前年度該当者に次年度用申請書及び案内を送付			○				○	○	○						○					
秋田県	五城目町							○			○	次年度の新入学児童生徒の保護者に対して、こども園や小学校を通じて就学援助制度の書類を配付している。			○						○						○					
秋田県	八郎潟町			○		○	○	○							○					○												○
秋田県	井川町	○	○	○		○		○							○					○							○		○	○		
秋田県	大潟村							○			○	7月に児童・生徒保護者全員に、文書で周知した。					○	申請締切を設定し、認定後は年度当初分から援助している。締切後も、転入や世帯の経済状況の悪化等による新規申請を受け付ける。		○									○				
秋田県	美郷町	○	○	○	○			○			○	毎年度１月に教育委員会が学校に依頼し、小学校１年生から小学校５年生、中学校１・２年生の全保護者に就学援助制度の書類を配布。転入者については、年度途中での児童生徒の親権者変更届時に就学援助制度を説明。			○					○													○
秋田県	羽後町			○		○		○							○				○											○		
秋田県	東成瀬村					○	○	○			○	入学時、進級時は学校の判断			○				○													

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	＜小学校＞ （1） 実施・検討状況について ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を（2）に記入してください。）	＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期 ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期） ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○） ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他（内容を（7）に記入してください。）	＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7） （4）でア. イ. ウ. エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○） ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増え、支給後に転居へ伴う事務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を（9）に記入してください。）	＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
25	25	19	3	2	0	1	0	0	19	0	1	2	0	0	0	0	1	0	9	8	1	9	9	11	7	4	2	1	0	1	3	3	0	0	2	1	0	0	0
秋田県	秋田市	○							○										○			○	○	○	○														
秋田県	能代市	○							○										○					○															
秋田県	横手市	○							○											○		○	○	○															
秋田県	大館市	○							○										○						○														
秋田県	男鹿市	○							○										○				○		○														
秋田県	湯沢市	○							○											○		○		○															
秋田県	鹿角市		○								○																												
秋田県	由利本荘市	○							○										○						○														
秋田県	潟上市	○							○										○			○		○	○														
秋田県	大仙市	○							○											○		○	○			○				○									
秋田県	北秋田市	○							○										○					○		○													
秋田県	にかほ市	○							○								○					○	○		○							○	市内保育園・こども園の園だよりに制度の掲載を依頼							
秋田県	仙北市	○							○										○													○	入学通知書発送時に同封し、郵送。							
秋田県	小坂町	○							○												○		○			○													
秋田県	上小阿仁村			○																															○				
秋田県	藤里町		○									○																											
秋田県	三種町	○							○											○		○	○	○			○												
秋田県	八峰町	○							○											○				○															
秋田県	五城目町	○							○										○								○												
秋田県	八郎潟町			○																															○	○			
秋田県	井川町	○							○											○		○	○	○		○													
秋田県	大潟村		○									○																											
秋田県	美郷町	○							○											○		○	○	○	○			○				○	毎年度1月に教育委員会がこども園に依頼し、小学校新1年生の全保護者に就学援助制度の書類を配布している。							
秋田県	羽後町	○							○											○				○															
秋田県	東成瀬村					○																																	

都道府県	市町村名	＜中学校＞ （1） 実施・検討状況について							＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）											＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに〇）						＜中学校＞ （6） （5）のエ及びオの内容	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護） （1） 当てはまるもの1つに〇をしてください。							（2） （1）のキの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を（2）に記入してください。）	＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を（6）に記入してください。）	＜中学校＞ （6） （5）のエ及びオの内容	ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他（内容を（2）に記入してください。）	
25	25	19	3	3	0	0	0	0	19	0	1	2	1	0	0	0	1	0	9	8	0	0	3	2	0	0	0	8	3	9	0	0	3	2	3
秋田県	秋田市	○							○										○									○							
秋田県	能代市	○							○										○										○						
秋田県	横手市	○							○											○								○							
秋田県	大館市	○							○											○								○							
秋田県	男鹿市	○							○										○											○					
秋田県	湯沢市	○							○											○										○					
秋田県	鹿角市		○								○																						○		
秋田県	由利本荘市	○							○										○									○							
秋田県	潟上市	○							○										○															○	令和4年度申請者の審査から新たな認定基準にて審査している。（新型コロナウイルスの影響ではない）
秋田県	大仙市	○							○											○									○						
秋田県	北秋田市	○							○										○														○		
秋田県	にかほ市	○							○								○													○					
秋田県	仙北市	○							○										○									○							
秋田県	小坂町	○							○				○															○							
秋田県	上小阿仁村			○																			○							○					
秋田県	藤里町		○									○																○							
秋田県	三種町	○							○											○								○							
秋田県	八峰町	○							○											○													○		
秋田県	五城目町	○							○										○											○					学校事務担当者等と連携し、経済的に困窮している児童生徒が見られた場合、必要に応じて就学援助の申請について保護者に伝えることにしている。
秋田県	八郎潟町			○																			○	○										○	現行の規定に照らして年度途中にも随時申請を受付けることで対応している。
秋田県	井川町	○							○											○									○						
秋田県	大潟村		○									○																		○					
秋田県	美郷町	○							○											○										○					
秋田県	羽後町	○							○										○											○					
秋田県	東成瀬村			○																			○	○						○					

		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)				4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応									
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付付金の納付が思い者、昼食、被服等が思い者または学用品、通学用品等に不自由していると危惧で保護者の生活状態ができわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(4)に記入してください。記入例はコメント欄参照)	ツ. 市区町村民税(所得割)又は均等割課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の10倍、1.5倍等)(係数および目安額を(5)に記入してください。)	テ. その他(内容を(6)に記入してください。)	係数(倍率) 倍	係数(倍率) 倍	(6) (3)でテと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。 ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない(従前の認定基準を継続)	(2) (1)にて「ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。 ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他((3)に内容を記載してください。)	(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ、反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。 年	月	
25	25	15	13	14	11	15	16	6	8	11	14	7	5	8	7	14	7	1	0	4	22	0	4	1	13	8	4	4	5	0	0	8	8	
秋田県	秋田市		○	○		○					○						○				1.3					○						平成25	4	20%未満
秋田県	能代市																○				1.2				○				○					30%未満
秋田県	横手市															○					1.3				○			○						10%未満
秋田県	大館市															○					1.05				○		○							15%未満
秋田県	男鹿市			○		○	○				○							○			1.2													25%未満
秋田県	湯沢市	○					○										○				1.2					○						平成24	12	20%未満
秋田県	鹿角市																○				1.15					○						平成26	4	15%未満
秋田県	由利本荘市	○	○		○	○	○		○	○	○	○				○					1.3					○						平成30	4	15%未満
秋田県	潟上市	○	○	○			○										○				1.2				○				○					10%未満
秋田県	大仙市																○				1.3					○						平成23	7	10%未満
秋田県	北秋田市	○	○	○	○	○	○			○	○						○				1.3				○				○					20%未満
秋田県	にかほ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2			コロナ禍による減収者への対策のため、要綱に関わらず当分の間係数を1.3倍としている。	○				○					10%未満
秋田県	仙北市															○					1.3					○						平成24	4	5%未満
秋田県	小坂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○					1.3				○		○							20%未満
秋田県	上小阿仁村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1					○						平成25	4	10%未満
秋田県	藤里町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2				○			○						5%未満
秋田県	三種町	○		○		○	○		○		○	○	○	○		○				○	1.2			その他災害などの特別な事情により、現年度においての生活の困窮を来している者	○		○							15%未満
秋田県	八峰町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.2					○						平成24	4	10%未満
秋田県	五城目町															○					1				○				○					15%未満
秋田県	八郎潟町	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○				保護者が未就業、病気、または災害等の特別な事情で経済的に困窮している者										5%未満
秋田県	井川町															○				○	1.3			災害、失業その他の特別な事情により特に援助が必要であると教育委員会が認めるもの	○			○						5%未満
秋田県	大潟村	○		○		○	○									○					1.3				○			○						5%未満
秋田県	美郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○					1.3				○		○							10%未満
秋田県	羽後町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				15%未満
秋田県	東成瀬村	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○						○				母子家庭、その他教育委員会が認めた者										5%未満

7. 令和4年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市町村名 | （1） 費目毎の援助額 | | |

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |